

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（案）

パブリックコメント結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 平成31年4月1日（月）～平成31年4月22日（月）
 (2) 意見の件数 40件

2 意見の概要と町の考え方

いただいた意見については内容を整理し、読みやすいようにまとめました。内容がパブリックコメントについてではなく、単なる要望であったり、町への苦情であったりした場合や要件を満たさない意見については公表をさし控えてさせていただきました。

No.	項目	該当箇所	意見・提言の概要	町の考え方
1		P 2～	2 ページ第 4 条に追加。遵守しない事業者には、名前を公表し、責任を取らせる。	国のガイドラインでも規定されておらず、名前の公表等の罰則については考えておりません。
2		P 2～	2 ページ第 4 条に追加。設置による被害が予想される区域には設置しないこと。	第4条(1)(2)に事故防止や災害防止対策が明記されていますので、本ガイドライン及び国のガイドラインにより指導に努めます。
3		P 2～	2 ページ第 4 条に追加。設置区域が1,000㎡以上にならないこと。	国のガイドラインでも面積要件は規定されておらず、本ガイドラインにおいても規定することは考えておりません。
4		P 2～	2 ページ第 4 条に追加。100㎡以上の面積の樹木の伐採をしないこと。	3 番に同じ
5	(1)(2)	P 2 16行目～	工事（設置）地域の事故防止を完全に行うこと。土砂の流出など災害防止策を講じること。	2 番に同じ
6	(2)	P 2 18行目～	整備後に土石流の発生など災害のないように万全の措置を取るよう規制すべきである。	2 番に同じ
7	第 4 条 設置事業及び 発電事業に当 たって 遵守すべき事 項	(12) P 4 5 行目～	地域での説明会を開催（公開）してほしい。事前の周知を行うこと。	第 4 条(12)で「十分な説明を行い、理解を得るよう努めること」と明記してありますので、まずは、全ての近隣関係者への十分な説明を行い、場合により説明会を開催するよう指導していきます。
8		(12) P 4 5行目～	事業者に対して、住民説明会を必ず開くようにすることを入れること。	7 番に同じ
9		(12) P 4 5行目～	4 ページ(12)に追加。住民の理解が得られない場合には、事業計画の変更を検討すること。また住民に説明会を開くこと。	7 番に同じ。なお、第4条(12)に「また、全ての近隣関係者の理解が得られない場合には、事業計画の変更を検討すること。」を追加します。
10		(12) P 4 5行目～	必ず住民に説明を十分にすべきであると思う。	7 番に同じ
11		(12) P 4 5行目～	住民説明・同意・協定の内容を明確にするガイドラインとするため、条文を追加制定すること。	第 4 条(12)で「十分な説明を行い、理解を得るよう努めること」と明記してありますので、適正に指導をしていきます。協定については、国のガイドラインでは規定されておらず、本ガイドラインでも規定することは考えておりません。
12		(12) P 4 5 行目～	近隣関係者に対する説明で、住民への十分な説明、住民の同意、住民との協定などをはかってもらいたい。	1 1 番に同じ
13		(12) P 4 5 行目～	ガイドラインとしては、住民への説明や同意を明確にすべきだと思います。4 条に協定の項目を入れるべきだと思います。	1 1 番に同じ
14		(12) P 4 5行目～	隣地地権者の同意を得るようにしてください。	第 4 条(12)で「十分な説明を行い、理解を得るよう努めること」と明記してありますので、適正に指導をしていきます。

15	第4条	(13)	P 4 10行目～	4 ページ(13)に追加。撤去後の跡地は周辺の環境に悪影響、被害が発生しないようにすること。	第4条(13)で「撤去等適正に処理すること」と明記されていますので、適正に指導していきます。
16	設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項	(13)	P 4 10行目～	事業者が事業終了時の解体撤去のための経費の積み立てに義務について、「当該事業者は、発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するため、当該費用について定期的な積み立て等の計画的な調達手段を講じなければならない。」ことを挿入すること。	第4条(13)で「撤去等適正に処理すること」と明記されています。なお、国のガイドラインにおいても「積み立てを行うこと」と規定されていますので、適正に指導していきます。
17		(13)以降	P 4 12行目～	4 条関係に以下の内容を追加すること。「風圧力その他外力に対して耐久性に問題なく安全であるように設置すること。」	国のガイドラインにおいても安全の確保に必要な設計を行うことが求められていますので、県内の他市町のガイドラインを参考にし、記述を追加します。
18	第6条 設置事業の届出	第1項	P 4 22行目～	4 ページ第6条第1項を変更。着手する30日前までに50日前までに。	ガイドラインに基づく手続きでは、事前相談の段階で関係法令の確認、近隣関係者等への説明を行うよう指導し、太陽光発電設備の設置確認表や事業説明結果報告書を届出書（様式第1号）に添付して提出してもらいます。このため、届出書を提出してもらってからは、事務的な手続きのみとなります。また、実際に運用している市町に確認したところ、書類や関係法令の確認など30日前で支障なくできているということでありましたので、30日前としました。
19		第1項	P 5 3行目～	5 ページ第6条第1項に追加。設置予定地及びその周辺の写真（複数枚）。	現地確認を行うことから写真の提出までは求めないこととしました。
20		第2項	P 5 4行目～	5 ページ第6条第2項を変更。着手する30日前までに50日前までに。	18番に同じ
21		第2項(6)～(9)	P 5 12行目～	5 ページ第6条第2項(6)～(9)を変更。設置区域が1,000㎡以上を500㎡以上に。	「南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」で1,000㎡以上の土地の埋立て等に適用しています。これにあわせて1,000㎡以上としました。
22		第2項	P 5 24行目～	5 ページ第6条第2項に追加。設置予定地及びその周辺の写真（複数枚）。	19番に同じ
23	第7条 その他の届出		P 6 1行目～	事業者の変更がある場合、全ての責任を承継するようにしてください。	事業者が変更した場合も、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第3号）を町長へ提出することになっております。
24	第8条 指導及び助言		P 6 5行目～	第8条において指導事項は記載されているが、補償に対する条項の付加は必要ないか。事業者による毀損の場合、町から事業者に対し補償に係る取り決め条項の設定の予定はあるか。	第8条で指導及び助言、第4条(11)で事故等の発生した場合の対応について明記してあります。補償に対する条項の付加や取り決め条項の設定は考えておりませんが、道路等公共施設に破損があった場合には、道路管理者等に連絡し、対応するようにします。
25			P 6 16行目～	当該ガイドライン施行前に既に事業開始している事業者について、附則で努力目標としているが、それで十分か。既に事業開始している事業者にも強制的に適用すべきではないか。	既に事業開始している事業者には適用することはできませんので、現行附則のとおりとします。2017年3月以降に国の認定を受けたものについては、国のガイドラインの適用を受けることとなります。
26		附則	P 6 16行目～	今回のガイドラインは、新設業者だけでなく、既設の事業者へも周知すること。特に現在でも柵堀の未設置や標識の未設置設備については、厳しく周知・指導文書を発出すること。また、防災上の安全が疑われる施設については、既設の施設事業者に対しても町長は指導文書を送付すること。	既設の事業者については、本ガイドラインの周知に努めます。柵堀の未設置等を発見した場合は国から指導してもらうように国へ通報するようにします。

27	様式第 1号	備考2(6) ～(9)	P 8 19行目～	8ページ様式第1号の備考2の(6)～(9)を変更。 設置区域が1,000㎡以上を500㎡以上に。	21番に同じ
28		備考1及 び2	P 8 11行目及び 29行目	8ページ様式第1号の備考1及び2に追加。設置 予定地及びその周辺の写真(複数枚)。	19番に同じ
29	その他		全体	町内の設置場所としては、内海地区ではまだ広がる 可能性があるのでしょうか。このような状態な ので、ガイドラインの設定は、対策としては有効 力が弱いうえに、遅すぎました。法的強制力のある 条例設置作業に移行されることを願います。	国県及び近隣市町の動向を注視し、検討して いきたいと考えております。
30			全体	南知多町として防災、環境保全、景観保全から規 制力の強い太陽光発電設備等に係る「南知多町太 陽光発電条例」を制定すること。	29番に同じ
31			全体	ガイドラインは必要ですが、強制力のある条例が 必要と思います。	29番に同じ
32			全体	住民の不利益になる場合、住民を守れるような条 例を作ってほしい。	29番に同じ
33			全体	環境の保全のため、罰則のないガイドラインでは なく、条例を制定してほしい。	29番に同じ
34			全体	必ず条例を作ってほしい。	29番に同じ
35			全体	太陽光発電のパネル群は景観を損なうもので、厳 しく取り締まる必要がある。	本ガイドラインを施行した後、その効力を見 定めたうえで必要により見直しを検討してい きたいと考えております。
36			全体	これ以上むやみにパネルを増やさないために、ガ イドラインは厳しくすべきと思います。	35番に同じ
37			全体	脱原子力発電依存を加速させるためにも、再生可 能エネルギー推進に水を差すのではなく、住環境 保全・自然環境保護に町民の最低限のコンセンサ スがあるべきと考える。	本ガイドラインの周知を行い、住民の合意形 成に努めて参ります。
38			全体	太陽光、風力発電を早く法律や条例で規制できる よう国や県に働きかけてください。	他市町村の動向を注視しながら、検討してい きたいと考えます。
39			全体	観光も基幹産業である南知多町として、半田市、 東浦町に学び「南知多町景観条例」を制定するこ と。	国県及び近隣市町の動向を注視し、検討して いきたいと考えております。
40			全体	「南知多町景観条例」をぜひ作ってもらいたい。	39番に同じ